

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況は有りません。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価の有るもの - 決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物 構築物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品 - 定額法
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

当法人に有価証券及びリース資産は有りません。

(3) 引当金の計上基準

引当金の計上基準

- ・賞与引当金

夏期賞与の支給見込額のうち当期に所属する額及び対応社会保険料を計上しています。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- ・確定拠出型退職給付制度 - 独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっています。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

- (2) 法人本部・つばみっ子保育園・小規模保育つばみ園・つばみ学童クラブ拠点区分における拠点区分計算書

（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

当法人は社会福祉事業のみを実施である為、以下の作成を省略しています。

（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

- (3) 拠点区分におけるサービス区分の内容

- ・法人本部拠点区分
サービス区分該当なし
- ・つばみっ子保育園拠点区分
「つばみっ子保育園サービス区分」
- ・小規模保育つばみ園拠点区分
サービス区分該当なし
- ・つばみ学童クラブ拠点区分
「つばみ学童クラブ1 サービス区分」
「つばみ学童クラブ2 サービス区分」
「つばみ学童クラブ3 サービス区分」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	174,070,255	0	7,484,512	166,585,743
定期預金	0	0	0	0
合計	174,070,255	0	7,484,512	166,585,743

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりです。

土地（基本財産）	0円
建物（基本財産）	166,585,743円
計	166,585,743円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりです。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	20,496,000円
計	20,496,000円

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	215,235,070	48,649,327	166,585,743
建物	2,030,000	524,493	1,505,507
構築物	3,868,000	1,269,798	2,598,202
機械及び装置	0	0	0
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	7,656,771	4,586,515	3,070,256
有形リース資産	0	0	0
合計	228,789,841	55,030,133	173,759,708

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債
及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし